



県警キャンパス通信

平成24年1月10日
第5号
兵庫県警察本部
薬物銃器対策課

新年、明けましておめでとうございます。薬物乱用防止等推進員です。

皆さん、充実した冬休みを送られましたか？

今年が皆さんにとって、楽しく明るい年になることをお祈りしています。

では今回からは気分を新たに、薬物について詳しくお知らせしたいと思います。

第1回は、「薬物乱用」の意味についてお伝えします。

薬物乱用とは・・・

薬物を何回も使うことを「乱用」と思っている人が多いのですが、実は・・・

医薬品を医療目的以外に使用すること、医療目的にない薬物を不正に使用することです。

もともと医療目的の薬物は、治療や検査のために使われるものです。

それを遊びや快感を求めるために使用した場合を「乱用」といいます。

ですから、たとえ1回使用しただけでも「乱用」となるのです。



別に自分が使うんだし、
人に迷惑かけないから
いいじゃない？

と思う人がいるかも知れません。

「何故、薬物乱用が法律で禁止されているのか」

をよく考えるために、薬物に対する正しい知識を

持ち、理解することが必要になってきます。

次回から、「なぜ薬物乱用がいけないのか」「薬物の種類とその身体への影響」について

順を追ってお知らせしようと思います。

安全で安心なキャンパスライフを

